

建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号の規定により指定する特定工程及び同条第六項の規定により指定する特定工程後の工程を次のとおり指定する。

この告示は、平成24年7月1日から施行し、同日以後に、法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項に規定する計画を通知する建築物（法第68条の20第2項の規定により建築物である認証型式部材等に係る型式に適合するとみなされる建築物及び法第85条第5項の許可を受けた建築物を除く。）について適用する。

平成21年1月1日からこの告示の施行の日の前日までに法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第18条第2項に規定する計画を通知した建築物であって、平成20年狭山市告示第262号（建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程等の指定）による中間検査の対象となるものであり、かつ、当該中間検査を受けていないものについては、なお従前の例による。

平成24年 3月 9日

狭山市長 仲 川 幸 成

1 中間検査行う区域

狭山市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

1の建築物であって、新築、増築又は改築に係る部分が次のイからホまでに掲げる構造、用途及び規模のものとする。

イ 主要構造部の全部又は一部を木造その他これに類する構造とした住宅（長屋、共同住宅及び住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む。）であって、地階を除く階数が3以上のもの（ホに掲げる建築物を除く。）

ロ 鉄骨造その他これに類する構造の建築物であって、地階を除く階数が5以上のもの

ハ 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物であって、地階を除く階数が5以上のもの

ニ 鉄骨鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物であって、地階を除く階数が5以上のもの

ホ イからニまでに掲げる構造のうち2以上の構造を併用する建築物であつて、地階を除く階数が5以上のもの

3 指定する特定工程

次のイからへまでに掲げる工程（ニ、ホ及びへに規定する建築物の工事の工程に法第7条の3第1項第1号に規定する特定工程が含まれる場合にあつては、当該特定工程）とする。

イ 前号イに掲げる建築物にあつては、屋根工事の工程

ロ 前号ロからホまでに掲げる建築物にあつては、基礎の配筋工事の工程

ハ 前号ロに掲げる建築物にあつては、1階の建て方工事の工程

ニ 前号ハに掲げる建築物にあつては、2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（当該配筋工事を現場で行わない場合にあつては、2階の床及びこれを支持するはりの取付工事）の工程

ホ 前号ニに掲げる建築物にあつては、1階の建て方工事の工程

へ 前号ホに掲げる建築物にあつては、前号ロからニまでに規定する構造に応じハからホまでに掲げる工程

4 指定する特定工程後の工程

次のイからへまでに掲げる工程（ニ、ホ及びへに規定する特定工程を法第7条の3第1項第1号に規定する特定工程とした場合にあつては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第12条に規定する特定工程後の工程）とする。

イ 前号イに掲げる特定工程にあつては、壁の外装工事及び内装工事（これらの工事のうち、工法上中間検査前に施工することがやむを得ない工事を除く。）の工程

ロ 前号ロに掲げる特定工程にあつては、基礎コンクリートの打設工事の工程

ハ 前号ハに掲げる特定工程にあつては、耐火被覆工事その他鉄骨部分を覆う工事の工程

ニ 前号ニに掲げる特定工程にあつては、2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事を現場で行わない場合にあつては、直上階の柱又は壁の取り付け工事）の工程

ホ 前号ホに掲げる特定工程にあつては、柱又ははりの配筋工事の工程

へ 前号へに掲げる特定工程にあつては、前号ハからホまでに掲げる特定工程に応じハからホまでに掲げる工程